

第4章 公益社団法人時代：躍動期 2016 (平成 28) 年～2022 (令和 4) 年

1

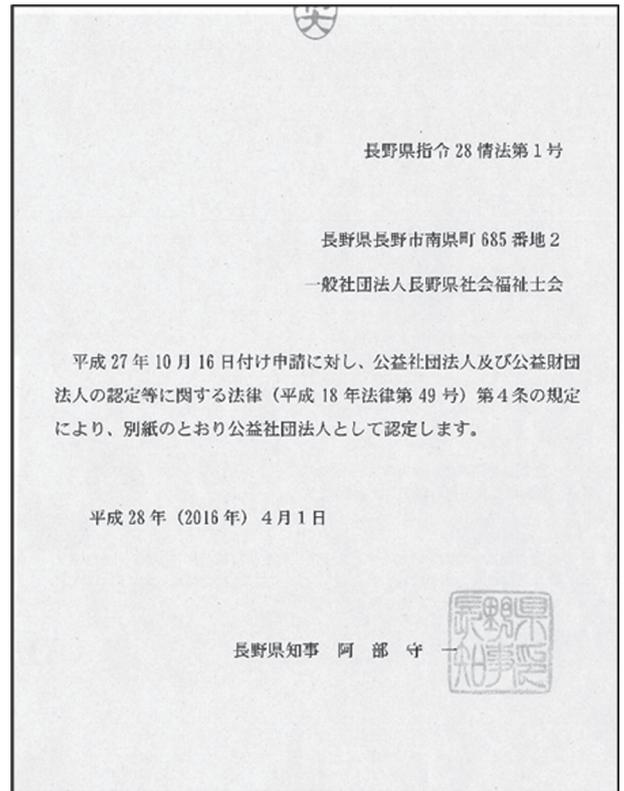
公益社団法人への移行準備と 認可・登記

2014年7月「公益社団法人移行研究委員会」を立ち上げ、9月の第2回委員会には弓場法公認会計士をオブザーバーに迎えて開催した。一般社団法人のままでは、「福祉まるごと学会」「介護の日普及の集い」の2事業のみが公益事業として認可を受けた状態であり、旧社団法人の(決算)残余財産22,456,943円を今後14年かけて公益事業に使うという制約を受けていたこと等の理由から公益社団法人への移行を早急に進めることの必要性がまとめられた。その結果、2015年度の事業計画には「福祉の専門職能団体として使命を果たしていくためにも一般社団法人から公益社団法人への移行をめざして、機能的な組織運営、開かれた組織づくりをしていく」との内容を明文化した。

2015年5月の定期総会には、公益社団法人への定款変更を決議し、次期役員(理事・監事)の選任を行った。7月以降、認可申請窓口の県担当課とは事務局や担当役員のみならず、弓場法公認会計士に同行いただき綿密な事前協議を重ねた。公益認定を受けるには年に数回しか開催されない県公益認定等審議会の審査を通過しなければならず、事務局の作業は緊張の連続の中で行われた。公益認定の主な要件は、「法人が行う事業の主たる目的が公益目的事業であること」「公益目的事業の収入がその実施に必要な適正費用を超えていないこと」「公益目的事業の比率が50/100以上の見込みであること」「事業執行に伴う事務局体制が確立していること」等で、認定のハードルはかなり高いものであった。

本会の公益目的事業は「社会福祉の援助を必要とする長野県民の生活支援助と権利擁護、社会福祉に関する知識・技術の県民への普及・啓発、並びに社会福祉事業に携わる専門職員に対する技能の研鑽に関する事業」のみとし、事業内容では個別の事業名ではなく、セミナー等開催事業、各種研修事業、成年後見事業、生活支援事業、広報事業とした。そして収益事業や相互扶助等事業は実施しない等を2015年9月の第4回理事会で決議し、公益社団法人の認可申請を行った。

その後、県担当課から追加提出を求められた2016年度の事業計画及び収支予算や会費に関する規則等について2015年11月の第5回理事会で決議を行い、同月追加の申請書類の提出を行った。事務局の的確な事務処理により、2016年2月に開催の長野県公益認定等審議会に申請が間に合い、4月1日付で公益認定の認可が下りたため、即日法務局に登記した。



2016年3月の第7回理事会では、公益社団法人として運営を円滑に進めるために、「諸規程等の作成及び管理に関する規程」「個人情報保護規程」「会長声明文発信に関する規程」等の制定をはじめ、経理規程や事務局・事務処理規程、委員会設置規程、生涯研修センター・権利擁護センターばあとなあながの・地域生活定着支援センター設置運営規程、地区活動運営要綱等改正整備を行った。



県公益認定等審議会は、本会の実施している事業及び日本社会福祉士会の会費(正会員5,000円)についても、事業項目に分散することによりほぼ全ての事業を公益認定した。そのため、毎年度の会計処理等は、公益事業と法人としての管理部門・法人運営(法人に義務

第4章 | 公益社団法人時代：躍動期 2016 (平成 28) 年～2022 (令和 4) 年

付けられている理事会や定時総会の開催)のみとなった。

2016年6月定時総会は長野大学で開催し、総会終了後は、日本社会福祉士会松山茂樹副会長、長野大学中村英三学長、宮島渡本会元会長による「社会福祉士・社会福祉士の未来」をテーマにした公益社団移行記念公開鼎談を開催した。

2

公益社団法人時代の運営体制

公益社団法人の役員は、一般社団法人時代を踏襲して理事13名以上20名以内、監事2名とし、理事のうち1名を会長、2名を副会長、10名以内を常任理事とした(定款第21条)。理事は全県選出理事(正副会長)3人、地区選出理事4人、委員会選出理事6人、理事会選出外部理事2人(長野県弁護士会、長野大学推薦)の計15人。監事は外部監事(公認会計士)と会員監事の2人とした。

役員体制(公益社団法人時代)

- ▶ 理事(全県選出) 3人
- ▶ 理事(地区選出) 4人
- ▶ 理事(委員会選出) 6人
- ▶ 理事(理事会選出) 2人 計 15人
- ▶ 監事(理事会選出) 2人

2017年の改選では会長に萱津公子、副会長に青柳興昌・上條通夫を選任し、2021年の改選では会長に上條通夫、副会長に長戸桜子・吉澤利政を選任した。

役員を選出方法として、役員選出規則、委員会設置規則、地区活動運営設置規程等を再整備し、正副会長候補者は、選挙管理委員会の公示に基づき、推薦者3人を要件に立候補を受け、選挙を前提に選出している。他の理事については、各種委員会の委員も含めて隔年2月の地区総会において選出(地区総会の成立要件は、定款を準用し定時総会と同じく過半数の出席)としている。

地区総会で選出された支部長は地区担当の理事候補者となる。2月の地区総会で委員会規則に則り選出された、各委員会委員は3月中に委員会を開催し委員長を選出、この委員長が委員会担当理事候補者になる。そして、理事会選出の外部理事と監事の候補者を含め、6月の定時総会で個別に承認を諮り、議決を経て選出される。そのため、役員任期は定期総会から定期総会までとなり、役員は重任(留任)を含め登記される。なお、地区の役員や委員会の委員等の任期は、年度初めから年度末までの2年間としている。

2021年には「特に集中的に取り組む事項を取り扱うプロジェクトチーム」について設置・運営規程を整備した。プロジェクトチームの設置期間は、「原則として発足のときから2年以内とし、延長する場合は、理事会の承認を得なければならない。」とした。

委員会体制(公益社団法人時代)

- ▶ 一般委員会
 - ① 福祉活動委員会
 - ② 虐待対応委員会
 - ③ 広報編集委員会
- ▶ 事業委員会
 - ① 生涯研修センター
 - ② 権利擁護センターばあとなあながの
 - ③ 地域生活定着支援センター
- ▶ 特別委員会
 - ① 倫理委員会
 - ② ばあとなあながの業務監査委員会
 - ③ 福祉まるごと学会運営委員会
 - ④ 災害福祉支援運営委員会
 - ⑤ 選挙管理委員会

2022年度設置されているプロジェクトチームは次のとおりである。「身寄り問題を考えるプロジェクト」「社会福祉士養成の検討プロジェクト」「中期ビジョン推進検証プロジェクト」「組織・財政基盤強化推進プロジェクト」「ICT推進プロジェクト」「30周年記念詩編集等プロジェクト」

3

地区活動の展開

公益社団法人に移行した2016年度からは、地区やブロック等への「助成金」項目は公益事業に相応しないと判断し、地区活動に必要な経費について全て費目別に支払うこととした。

「地区活動運営要綱」を「地区活動運営規程」に改め、地区総会を「毎年度末までに次年度の事業計画及び地区役員、委員会設置規則に基づく各種委員の選出等の重要事項を決めるために開催する。」と定義付けた。地区総会の成立要件は定款を準用して過半数(委任状含む)とした。そして、この地区総会に向けて11月には会員に向けて地区三役や各種委員会委員の公募を行うこととした。

毎年2月に開催される地区総会は、地区会員の過半数出席が総会の成立要件でもあり、併せて公開の様々なセミナー等を積極的に開催するようになった。

2017年2月には北信地区において、日本社会事業大



学同窓会長野県支部との共催で、「シンポジウム／子どもの貧困、子どもに寄り添う支援」（参加者 82 人）が開催された。

社会福祉士ら 松本で「生存権」考える



県社会福祉士会は9日、憲法の「生存権」について学ぶセミナーを松本市の松本大で開いた。写真：人権擁護や個人の尊重といった、福祉専門職が大事にすべき根本を見直す企画。同市の県営並柳団地で2016年7月から続く子どもの居場所なみカフェ

県営並柳団地の事例報告や講演

の事例報告や講演を通して考えた。松本大地域総合研究センターの特別調査研究員として、なみカフェに携わっている中島麻衣さん24が発表した。団地内で原則週一回開き、子どもたちが住民や支援者の大人と一緒に勉強や食事をする。参加者の表情が以前より柔らかくなるなど成果を感じる一方、空腹から「飯を何度もお代わりする子」らの家庭環境が気掛かりだと指摘。子どもの生存権は家庭だけでなく、社会全体の課題だと訴えた。

三村仁志・県社会福祉士会前会長は、意思表示が難しい障害者の延命治療の決定を、誰がどう判断するかとの観点で、「生命や生きる権利」としても、「一概に言えない」と問題提起。同会外部理事の青木真文弁護士は講演で「生活保護受給者の社会的声を上げにくい人に寄り添い、生存権の中身を具体化し、表現していくのが社会福祉士の責務だ」と話した。

信濃毎日新聞 2019年2月10日朝刊

貧困支援「地域一体で」

長野でシンポ 教員・医師ら報告

貧困家庭の子どもの支援を考えるシンポジウムが25日、長野市柳原公民館であった。県社会福祉士会が主催し、約80人が参加。小学校教諭や産婦人科医、行政職員が貧困の実態を報告し、地域が一体となって支援する取り組みの在り方について意見を交わした。

長野市綿内小学校の島田和政教諭(59)は「プライベートに踏み込んではいけないという風潮がある」と支援の難しさを指摘。まず学校現場で貧困に気付く、地域での支援につなげるネットワークをつくらねと話した。



同市の産婦人科医院副院長の渡辺貴之さん(38)は、シングルマザらに孤立させないため、妊娠中から支援する大の支援をきっかけに、女性が子どもに食事を与えていなくなることが分かった事例を紹介。個人だけでなく家族を含めた切れ目ない支援の必要性を語った。

日本社会事業大(東京)の山下英三郎名誉教授(70)の講演もあり、子どもを見守る「人」と「場所」を確保することが支援につながることを指摘した。

この日は佐久市でも、同じテーマのシンポジウムが開かれた。

信濃毎日新聞 2017年2月26日

東信地区でも「子どもの貧困を考える」をテーマにシンポジウム(参加者 110 人)が開催された。また、中信地区では「総合事業を実際の取り組みから学ぶセミナー」、南信地区ではシンポジウム「援助者のこころの健康について」が開催された。

2018年1月に中信地区全体研修会「地域共生社会の実現に向けて」、北信では「長野の医療・福祉現場における保証問題を考えるセミナー」、東信地区ではシンポジウム「発達障がいへの理解と支援について考える」、そして南信では「認知症フォーラム」が箕輪町社会福祉協議会との共催でそれぞれ開催された。

2019年2月には「憲法そして生存権」をテーマに中信地区セミナー、北信・東信地区の共同で、「住まう権利の視点から保証問題を考えるセミナー」、南信地区では「災害支援研修会 in 南信州」をそれぞれ開催した。

2020年2月には地区セミナーとして、南信地区で「子ども食堂の今とめざすもの」をテーマに、中信地区では「累犯高齢者・障がい者の支援」をテーマに、東信地区では「災害時支援シンポジウム」を開催。「福祉専門職の使命・役割を考えるセミナー」を計画した北信地区は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。2021年はコロナ禍で地区セミナー等の開催はできなかった。

4 広報活動の展開

公益社団法人の情報公開は公告の義務に加え、決算書(貸借対照表、損益計算書など)、事業報告、役員(理事・監事)の名簿、社員(会員)の名簿を決算ごとに所轄庁に報告する義務があり所轄庁のサイトで公開される。当該書類は事務所に備え置くことが義務付けられ、さらに開示請求には、「正当な理由がないのにこれを拒んではならない」とされている。



発行：公益社団法人ながの社会福祉士会 | 印刷：信濃毎日新聞 | TEL: 026-266-0294
 広報紙題字 No. 155(2016.7) ~ No. 178(2020.5)

長野県社会福祉士会 NEWS

第179号
2020/7/1



発行：公益社団法人ながの社会福祉士会
 公益 編集 公子
 事務所：〒380-0836長野市東区西685-2
 長野市東区西685-2
 電話：026-266-0294
 発行部：2,400部

TEL▶026-266-0294 FAX▶026-266-0339 E-mail▶info@nacsw.jp HP▶https://nacsw.jp/

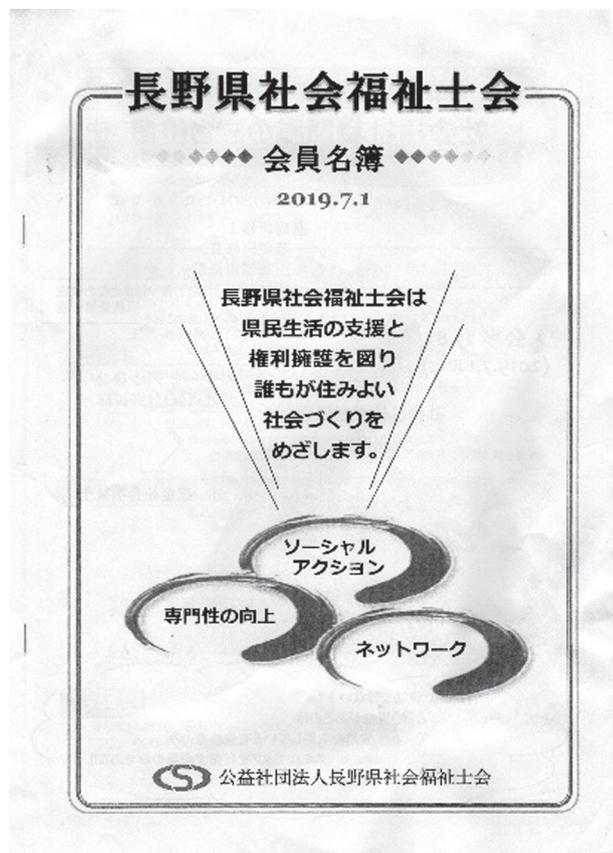
社会福祉士・長野県社会福祉士会の存在と役割.....1 3 シンボルマークについて、知ってください!!.....5

広報紙題字 No. 179(2020.7) ~ 現在

会員名簿の取り扱いについては、役員が地区総会や研修会・学習会の案内通知のために保有するに留めていたが、総会等の通知をするにしても「会員であるか特定できない」等々の課題があり、2018年11月第4回理

第4章 | 公益社団法人時代：躍動期 2016（平成28）年～2022（令和4）年

事会において集中的に論議し、「誰でも開示請求により会員を特定できる」ため、会員が会員を確認できる「会員名簿」を作成することを決定した。内容的は、個人情報保護を最大限にして、地区別に氏名と会員番号を記載して2019年度から毎年発行している。



公益社団法人化した2016年度には「県民生活の支援と権利擁護を図り、誰もが住みよい社会づくりをめざします」をメインに「ソーシャルアクション」「専門性の向上」「ネットワーク」をリンクさせた表紙にしたパンフレットを作成した。

設立から四半世紀が経過した2017年度には、本会の歩みをまとめてホームページにアップした。



2020年4月には、本会のシンボルマークも策定した。イメージは「時に優しく時に厳しくも寛容な信州の風土の如く(山と空)」、会員一人一人がしなやかな背骨をもち、真摯にそして果敢に、共鳴し合える社会を目指して挑み続ける職能団体であることを表現している。繋がりを見失い深く傷つく人々を、名もなき社会福祉士の会員達が繋ぐ支援のリレーは(連結した円)、必ずその人の生きる喜び(太陽)に繋がることを確信している。それは心と体、そして魂の共振をもって“ともに歩む”長野県社会福祉士会”の姿でもある。シンボルマークは「シンボルマーク取扱要領」も定め、広報活動や研修事業、そして会員であることを証明する名刺等に積極的に活用することにした。また、2021年度には「公益社団法人長野県社会福祉士会活用ガイド」(A4版12ページ)を編集発行して、生涯研修制度や権利擁護センターぱあととなあながのをはじめとする紹介や各種セミナーや研修会、地区学習会等の案内を改めて全会員に周知した。

5 特徴的な取組み・事業展開

(1) 地域生活定着支援センター受託事業

① 定着センター事業開始の経緯

罪を犯して矯正施設(刑務所、少年刑務所等)に収容されている者の中には、高齢や障がいによって自立した生活を送ることが困難な者も多く含まれている。刑期を満了し退所しても、親族等の受入先がなく、特別支援もないまま地域社会に復帰せざるを得ない者も多い。このような退所者は、地域に戻っても再び罪を犯し、矯正施設に収容されて地域生活に定着できない現状が指摘されていた。平成19年版犯罪白書では、65歳以上の満期釈放者の5年以内刑務所再入所率は70%前後、65歳以上の再犯者のうち約4分の3が2年以内に再犯に及んでいる。

このため、厚生労働省は「地域生活定着促進事業」を創設し福祉的支援を必要とする高齢・障がいのある矯正施設退所者を退所後直ちに福祉サービス等につなげるための施策として、2009年7月から地域生活定着支援センター(以下、「定着センター」という)の設置が全国で進められた。このセンターは都道府県に1か所ずつ設置され、各都道府県の受託事業者は社会福祉事業団や社会福祉協議会、大規模な社会福祉法人や社会福祉士会など様々であった。

本県においては当初、県が直轄で本事業を実施してきたが、2011年度に県担当課から本事業の委託の打診があり、本会が専任職員を雇用して受託事業を実施する意義や事業全体に及ぼす影響等を理事会で

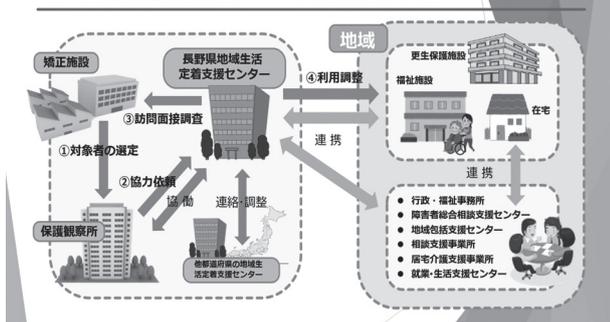
協議し、担当理事を中心に規程の整備や職員、事務所の確保等受託に向けた準備を進めた。2012年3月の定期総会において地域生活定着支援センター受託運営が承認され2012年4月から受託事業を開始した。

② 支援業務の流れと業務内容

本事業では、罪を犯した高齢または障がいのある者で、かつ福祉的な支援を必要とする者等に対し、保護観察所、矯正施設、留置施設、検察庁及び弁護士会といった刑事司法関係機関、地域の福祉関係機関等と連携・協働しつつ、刑事上の手続または保護処分による身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援している。

業務の流れは図表のとおりである。矯正施設で対象者の選定（概ね65歳以上の高齢者または身体・知的・精神の障がいを有している者で、住居や家族等の受け入れ先がなく福祉的な支援が必要な者）が行われ、保護観察所からの依頼に基づき支援を開始する。矯正施設退所後の地域での受け入れについて、行政・福祉事務所と連携しながら、更生保護施設、福祉施設、在宅等の調整を行う。帰住先が他都道府県の場合はその都道府県定着センターと連携して支援を行う。反対に他県矯正施設から本県に帰住希望の場合も、他県定着センターからの依頼を受けて支援を行う。

地域生活定着支援センターの支援業務の流れ



◇ コーディネート業務

保護観察所等からの依頼に基づき、ニーズの確認を行い、福祉サービスや受入施設の調整等の支援。

◇ フォローアップ業務

矯正施設を退所した後、本人を受入れた施設や事業者、本人に対する助言等の支援。

◇ 相談支援業務

矯正施設を退所した人の福祉サービス等の利用に関して相談に応じ、助言その他必要な支援。

◇ 高齢・障害被疑者等支援業務

(2021年度からの新規事業)

検察庁、弁護士、保護観察所等からの依頼に基づき、被疑者・被告人となった障がい者、高齢者に対する、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるように行う支援。

◇ 地域ネットワーク強化業務(2021年度からの新規事業)

地域福祉支援検討会(司法機関、市町村行政、相談支援機関、福祉事業所等)を開催、福祉事業者巡回開拓、支援協力者の確保と事業所の巡回訪問、地域福祉研修の実施

③ 運営体制の推移等

定着センターの運営体制は、県の委託費によって大きく変動を余儀なくされた。職員体制は2012年度当初は、支援員3人(センター長含む)と会計等の事務員(事務局職員が兼務)でスタートした。翌2013年度は委託費が大幅に増額され支援員を増員し5人体制とした。しかしその後、国がこの事業に対し都道府県行政の負担を求めた結果、委託費は大幅に減額となり、職員体制も減員や臨時職員化を図り凌いできた。2018年度から3年間は、「再犯防止ネットワーク推進モデル事業」も受託し、ネットワーク協議会の開催や個別事案への即応体制の構築等の事業を展開してきた。2021年度からは、業務内容に「高齢・障害被疑者等支援業務」「地域ネットワーク強化業務」等が追加されたことにより委託費が増額され、それに伴い職員も増員した。

司法と福祉の懸け橋としての定着センターの事業は、期待をされながらも定着センターの周知やケース対応など困難を極めた。定着センターの困難ケースの対応策や助言を行うために運営委員会を定期的を開催し検討を行っている。会議は平日夜7時から、広く県下から招集された委員が定着センター事務室に集まり開催している。当初は本会の会員である福祉事務所のケースワーカーをはじめ、病院の医療ソーシャルワーカー、福祉事業所の職員や大学の教員に委嘱した。現在は外部の識者、弁護士や精神保健福祉士等も委嘱している。また、県地域福祉課や長野県社会福祉協議会、更生保護施設裾花寮の職員等にオブザーバーでの出席を求めて開催している。

④ 啓発セミナー・研修会・研究協議会

定着センターの業務は、受入施設や事業者、福祉行政、相談支援機関等の理解と協力が不可欠で、また、高齢者・障がい者の被疑者・被告人段階での弁護士等司法関係者との連携も求められている。そのために、関係者への理解と協力を広げることを目的に、

第4章 公益社団法人時代：躍動期 2016（平成28）年～2022（令和4）年

2014年1月に「刑務所等出所後の生活支援を考えるセミナー」を開催した。同年11月には「累犯障がい者・高齢者の支援を考えるセミナー」と名称を改めて開催し、以後このセミナーを毎年開催して今日に至っている。



累犯障がい者・高齢者を支援へ松本でシンポジウム
 県地域生活定着支援センターは11月10日、刑務所などから出所した後も窃盗などの犯罪を繰り返してしまつた累犯障がい者・高齢者の支援を考えるシンポジウムを、松本市浅間温泉文化センターで開いた。県内で支援に取り組んでいる松本少年刑務所職員の小林和恵さん（47）や弁護士青木寛文さん（47）らがパネル討論で意見を述べた。約150人が参加した。

小林さんは「犯罪に至った背景を整理することが重要」と指摘。非行や犯罪を重ねるごとに自己に備えたいとして、出所後に新しい生活の場を創り出すような支援が必要とした。地域では「必要刑罰ではなく、同じ市民として受け入れてほしい」と訴えた。

青木さんは、累犯障がい者への支援は「まず、障がい者への有効な支援策を検討し、付けたらいい」と述べた。福祉や医療の視点で新たな支援策の計画を立てることが不可欠とし、「弁護士は福祉についてには素人、連携を求めたい」とした。

木曽郡上松町の障がい者総合支援センターで障がい者就業支援などに取り組む中畑由子（45）は取材に、「日常生活を支えるためにも専門家のネットワークを広げていきたい」と話した。

信濃毎日新聞 2017年12月6日朝刊

2014年11月のセミナーは、松本市浅間温泉文化センターにおいて県下から243人が参加、「獄窓記」の著者・山本譲司氏（作家、元衆議院議員）を迎え、「罪に問われた障がい者・高齢者の実情と今後の課題」と題しての講演と弁護士や相談支援機関、障がい者・高齢者施設の職員をシンポジストに「累犯障がい者・高齢者の支援方法について」をテーマにシンポジウムを開催した。また、矯正施設（長野刑務所、松本少年刑務所）を会場にして「罪に問われた障がい者問題を考える研修会」「矯正施設視察研修会」を開催して、福祉関係者の理解促進に努めてきた。

2019年11月には、長野市で開催された全国地域生活定着支援センター協議会関東・甲信越ブロック専門研修会の事務局を担い、管内から2日間で延べ286人が参加した。

定着センターを受託している都道府県社会福祉士会は全国に9県（神奈川、高知、佐賀、広島、三重、新潟、鹿児島、奈良）あった。本会は職能団体が一堂に会して、その専門性を活かし、社会福祉士会が一層役割を果たすことができるよう研究協議の場の開催を呼びかけ、第1回を各県から集まりやすく且つPFI刑務所（民間企業が運営に参加する刑務所）である播磨社会復帰促進センターのある兵庫県加古川市で開催。日本社会福祉士会からも参加し、各県定着センターからの提出された協議事項に基づき今後の社会福祉士会受託定着の在り方について研究協議が行われた。この研究協議会は各県持ち回りで現在も続いている。

（2）児童虐待・DV 24時間ホットライン受託事業

この業務は2015年度までは、県が直轄で事業を实

施していたが、2016年2月、「児童虐待・DV 24時間ホットライン業務」の公募型プロポーザル方式により受託業者の選定が行われた。

業務内容は①電話による児童虐待及びDVに関する通告、通報及び緊急の相談等の受理、②緊急事案を受理した際の児童相談所または女性相談センターへの速やかな連絡、③その他、電話相談業務全般に付帯する業務であった。

応募に際しては、この事業を受託することは、「相談援助の専門性や社会福祉士の存在意義を社会に示せる大きな意味がある」と判断し、児童虐待・DVを重大な権利侵害と捉え、「児童虐待の防止等に関する法律」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」「ストーカー行為等の規制等に関する法律」及び社会福祉士の倫理綱領及び行動規範に則り対応していくこと等を基本方針とした。さらに、児童虐待・DV 24時間ホットライン業務は、365日、24時間電話相談を受けることで、速やかに専門的な関係機関や団体に繋ぐという、早期発見、早期対応の一助を担うことを基本とする。また、相談者に対する短時間の傾聴などは、その悩みに寄り添うことで児童虐待等の発生を予防する役割も果たしていくことを基本とする、等の企画提案書を提出し、プレゼンテーション及びヒアリング審査に臨んだ。

選定基準は、業務実施内容、運営能力、見積金額等で、選定委員会において審査の結果、相談内容が一層複雑化し、電話相談対応に高度な専門性が求められている中で、総合的に優れた業務運営能力を有すると認められ、本会が受託事業者を選定され2016年度から事業を実施し今日に至る。

業務の推進体制は、ホットラインの業務責任者は事務局長が兼務し、事務職員兼日勤相談員を副業務責任者として配置、相談員は在宅勤務の臨時職員として雇うことにした。勤務体制は、平日（日勤）9:00～17:00、夜前17:00～25:00、夜後25:00～9:00までの3交代で、お盆や年末年始の休みもなく365日連続リレーでの勤務とした。交代時には業務内容の引継ぎや電話の切り替えを行うとともに、速やかに相談記録票等を事務局に送付して勤務が終了する。県直轄時代は手書きの相談記録票をFAXで送付していたが、パソコン入力とメール送信に切り替え、事務の省力化を図りながら事業を実施している。

相談業務マニュアルでの主な業務内容は、個別の相談ケースには入らず、児童相談所及び女性相談センターの閉庁時間帯（土・日・休日含む）の緊急対応や相談窓口の紹介等である。例えば、近隣の住民からの「子どもが長時間泣いている、外に出されている」等の危険が

感じられる場合は警察への通報を勧め、氏名・住所が特定される場合は児童相談所に緊急連絡をする。保護者からの「叩いてしまった。」「辛くて虐待をしてしまえそう。」等の相談は、保護者の心情に寄り添い、必要な情報の聴取を行い児童相談所に繋いでいく。また、虐待を受けている児童本人からの相談は、身の安全の確保を勧め、避難方法等も伝え、児童相談所に繋いでいく等である。

毎月定例会を開催し、ホットライン業務の相談対応方法の再確認や情報共有をしている。電話相談員の資質向上を目的に、定例会に児童相談所職員、女性相談センター職員、県警察職員等を招いての研修も実施している。

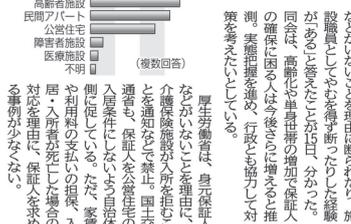
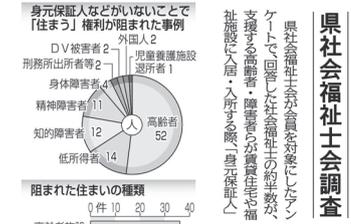
(3) 身寄り(身元保証)問題の取組み

2018年2月17日北信地区の企画で児童発達支援センターにじいろキッズらいふ2階多目的室において、参加者139人を迎えて「長野の医療・福祉現場における保証問題を考えるセミナー」を開催した。内容は、「身元保証等生活サポート事業の法的問題」と題して熊田均氏(弁護士、愛知県熊田法律事務所)が講演した。その後「長野における保証問題の現状と今後の展望」をテーマに病院や福祉施設のソーシャルワーカー、司法書士をシンポジストに迎え、講師をコメンテーターに、福祉活動委員会によるコーディネーターのもとでシンポジウムを開催した。

福祉活動委員会(身元保証人問題検討プロジェクトチーム)は、2018年11月に会員に対して、保証人等がないことで賃貸住宅の入居や施設入所を断られたり、または、受入困難と判断をして断った経験の有無等について、「住まう」権利が阻まれたり、課題となった事例に関する実態調査を行った。回答は157人から寄せられ、「相談支援や成年後見人等の活動の中で保証人等がないことでアパートに入居ができなかったり施設入所を断られたりした経験がある」との回答は75人であった。これらを「住まう」権利が阻まれたり、課題となった事例に関する実態調査報告書としてまとめた。報告書には、「身元保証人に関連する諸課題は、単身世帯の増加や老々世帯の増加、家族関係の希薄化等により、避けては通れない喫緊の課題である。早急に県・市町村行政と関係機関と本課題について長野県全体で取組みを始める必要がある。」等の身元保証人に関する諸課題への提案を行った。

2019年2月さきテクノセンター大研修室に参加者141人を迎え、「住まう」権利の視点から保証問題を考えるセミナーを開催した。内容は、福祉活動委員会から「住まう権利が阻まれたり、課題となった事例に関す

る実態調査結果」、長野県社会福祉協議会からは「長野県あんしん創造ねっこの現状と今後の展望」の報告が行われた。そして、「介護施設等における身元保証人等に関する調査研究事業からみた身元保証問題の考え方と対応」をテーマに、富永忠祐氏(弁護士、東京都・富永法律事務所)の講演が行われた。



半数「断られた」「断った」

保証人いない高齢者らの入居・入所支援する社会福祉士157人回答

アンケートは昨年11月12日(金)～17日(木)の調査期間に実施した。回答は157人から寄せられ、「住まう」権利が阻まれたり、断られたりした経験がある」との回答は75人であった。これらを「住まう」権利が阻まれたり、課題となった事例に関する実態調査報告書としてまとめた。報告書には、「身元保証人に関連する諸課題は、単身世帯の増加や老々世帯の増加、家族関係の希薄化等により、避けては通れない喫緊の課題である。早急に県・市町村行政と関係機関と本課題について長野県全体で取組みを始める必要がある。」等の身元保証人に関する諸課題への提案を行った。

保証人求める役割精査へ

背景に慣例や「担保がないと」不安か

高齢者や障害者の住まう権利を確保する上で、保証人の役割を精査することが必要である。調査結果から、高齢者や障害者の住まう権利が阻まれたり、断られたりした事例は、保証人がないことが原因であることが多く見られた。また、保証人があるにもかかわらず、保証人の役割が不明確であることが原因である事例も多かった。調査結果から、保証人の役割を精査し、高齢者や障害者の住まう権利を確保するために必要な役割を明確にすることが必要であることがわかった。

信濃毎日新聞 2019年2月16日朝刊

2021年には「身元保証人問題検討プロジェクト」に名称を変え、12月に「医療・福祉現場の身元保証人問題を考えるセミナー ― 入所施設の抱える課題をみんなで乗り越えていくために―」を長野県社会福祉協議会との共催でオンラインにより、参加者120人を迎えて開催した。内容は 身元保証人問題検討プロジェクトからの基調説明、長野県社会福祉法人経営者協議会の調査報告。そして、現場からの発信として「マニュアル作成の経過と課題、活用の事例」、「関係機関との連携により身寄り問題を乗り越えた事例」が行われ、「身寄りのない人の施設入所の課題を乗り越えるために」をテーマにオープンセッションが行われた。

第4章 | 公益社団法人時代：躍動期 2016 (平成 28) 年～2022 (令和 4) 年

2022 年 1 月には『身寄りのない人の人生の最終段階における意思決定支援』をテーマに 2 回目のセミナーを開催した。内容は、「人生の最終段階における意思決定支援～ACP (Advance Care Planning) とソーシャルワーク～」をテーマに植竹日奈氏 (中信松本病院 相談支援センターソーシャルワーカー) が講演を行い、その後ブレイクアウトセッション (課題検討・意見交換)、全体会 (グループからの報告と課題の共有) を行った。

また、2021 年 11 月からは、身寄り問題をテーマに身元保証についての取組み「信州みよりだより」を隔月に作成し、会員及び事業所への広報を行っている。

(4) 中期ビジョン 2020 の策定

① 中期ビジョン策定の経緯

2019 年 3 月の理事会において、中期計画策定及びその策定推進プロジェクトチームの設置を内容とした 2019 年度の事業計画を決定した。その理由は、社会福祉士が個々に直面する状況や制度・資格上の問題点のみならず、社会福祉士が集う職能団体である「社会福祉士会」の機能・役割について、組織率の低下、特に若年層の入会率の低迷等の危機意識があり、解決に向けた取組みの基本方針が必要とされていたためである。連合体である日本社会福祉士会の中期計画への意見提出を機に、本会においても独自の主体的な中期計画が必要であると判断した。

プロジェクトの計画策定までの約半年の間には、台風 19 号災害の発生があり、また、その後長く社会に影響を及ぼすことになる新型コロナウイルスの感染拡大が始まり大変な時期であったが、会員へのアンケート等も実施し作業を行った。

2020 年 2 月、各地区総会において「中期ビジョン」案の中間報告を行い出席会員からの意見を募ってさらに検討修正作業を行い理事会に提案した。理事会での協議検討を経て、同年 4 月の理事会で 2020～2024 年度の 5 か年中期計画である「中期ビジョン 2020」が正式に決定された。

② アンケートによる意見集約

プロジェクトチームは、2012 年 1 月、当時の「長野県社会福祉士会あり方検討プロジェクト」が発表した提言『長野県社会福祉士会「夢ある会」を目指して!』を手がかりにして、過去 5 年間余りの会活動の振り返りと分析に取り組んだ。そして、2019 年 11 月に「平成 24 年の県社会福祉士会のあり方提言に対する検証のアンケート」を理事・各種委員等約 200 人に実施し、あり方提言の目標達成度等について以下のとおり意見集約をした。

① 専門職としての社会福祉士の活躍の場は広がっ

ているが、社会における社会福祉士の専門的価値への理解はいまだ十分とは言えない。(社会福祉士の存在価値をいかに高めるか)

② 会への加入率低迷を打開するためには、会員となることで自己実現のために会を活用できるようになる、という状況を生み出す必要がある。(社会福祉士会の会員である価値をいかに高めるか)

③ 会の運営の担い手拡大に向けて、多くの会員が会の運営に主体的に、無理なく関わられるようにできないか。(社会福祉士会を運営する価値をいかに高めるか)

④ 社会変革のために様々な協働やソーシャルアクションを進めてはいるが、会の機能がいま一つアピールしきれていない。(社会福祉士会の存在価値をいかに高めるか)

こうして整理された論点は、「中期ビジョン 2020」の骨格をなす「4つの価値」として提起されていくことになる。

そしてもう一つ、同時期に全会員を対象に実施したのが「意向アンケート調査」である。社会福祉士及び本会の現状と今後について、会員自身がどのような状況にあり、どのような考えを持っているのかを確認することを目的としており、特に、会に対する魅力の感じ方、帰属意識がどういったものであるか、率直な聞き取りを試みたものであった。本アンケートには、全会員 1,169 人 (当時) のうち 31.6% の 369 人から回答があり、その結果が中期計画策定の基礎資料となった。

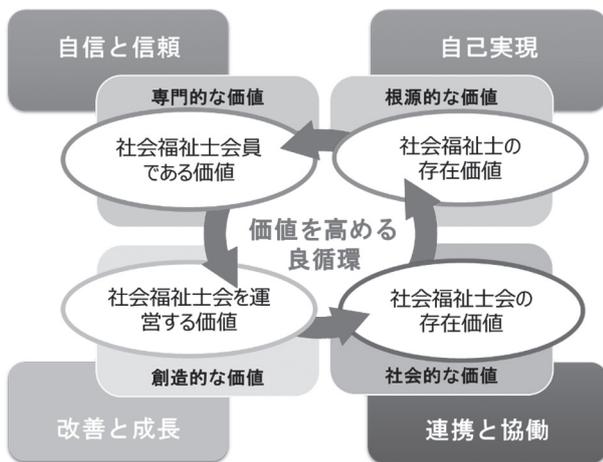
この 2 つのアンケートから見えてきた「社会福祉士としての質を高めたいと考える人は多いが、専門性を実務に活かし切れないことが不満」「若い世代は、会費の高さや職場の未入会者の影響、業務で精一杯、などで入会に至らないことが多い」「同じ職域でつながりを深めたい」などといった会員の「声」「思い」を元に検討が進められた。結果として、まず「社会福祉士の価値」を明らかにし、その価値基準を会員、さらには関係者や県民と共有していくための取組みが必要であることが確認された。

③ 「中期ビジョン 2020」が目指したもの

ビジョンのテーマは「笑顔をつなぐ ～ 築こう 誰もが安心して暮らせる社会、高めよう 社会福祉士の価値と専門性、ともに歩もう 長野県社会福祉士会～」となった。メインテーマにある「笑顔」は、この社会の中で、自分らしく安心して暮らしていける一人ひとりの姿を表現しており、社会福祉士及び社会福祉士会が、その「笑顔」の輪を広げ、つないでいくために、互いに専門性を高め、一丸となって歩みを進めていこう、という決意が込められた。

本ビジョンの中で特に強調されたのが、社会福祉士と社会福祉士会に関わる「4つの価値」という視点である。「4つの価値」とは、具体的には以下の4点をさす。

- ① 社会福祉士の存在価値
一専門職としての使命達成と自己実現をめざす、社会における根源的な価値
- ② 社会福祉士会の会員である価値
専門職同士が互いに支え合い、自信と信頼が育める、内部的専門的な価値
- ③ 社会福祉士会を運営する価値
会内そして会員間で、改善と成長に取り組む、組織的創造的な価値
- ④ 社会福祉士会の存在価値
他のさまざまな層と連携・協働し、社会変革のために行動する社会的価値



これら相互に関連する本質的な「4つの価値」にあらためて着目し、これを循環的に高めていくという考え方が、本ビジョンの中核をなしている。まとめの第5章では、本会活動を構造的に評価・改善する仕組みづくりについて触れ、次のとおり記されている。

『社会福祉士としての価値と専門性を高め、誰もが安心して暮らすことのできる社会を形作っていくための試行錯誤はこれからも続きます。引き続き力を合わせ、魅力ある職能団体としての長野県社会福祉士会のあるべき姿を築くために、ともに歩みを進めてまいりましょう。』

「中期ビジョン 2020」は、本会の中期計画であり会運営の指針であるが、その視点の置きどころは、会員一人ひとりの主体性にある。会運営の都合が先に立つ計画ではなく、「会員目線」を大事にしたいという思いで策定されたものである。常に会員の声を聞き取り、参画を促し、会運営に的確に反映していく機能と役割が、中期ビジョンの策定、推進、検証の取組みに一貫して求めら

れてきたものだと見える。

(5) ソーシャルワーカーデーの取組み

日本社会福祉士会をはじめ日本精神保健福祉士協会、日本医療社会福祉協会など16団体で構成する「ソーシャルケアサービス研究協議会」は、「海の日」を我が国のソーシャルワーカーデーとすることを決めた。海はすべてを包み込み、生命を生み出す母胎であり、力強さにあふれていることから、これを契機にソーシャルワーカーに対する関心と理解を拓げる象徴として認定した。そして、都道府県社会福祉士会等に連動しての取組みを呼びかけ、2010年度には公募によりシンボルマークを決めた。



本会の取組みは、2015年7月にソーシャルワーカーデー連動企画として東信地区・福祉活動委員会の企画により障がいがあっても、その人らしく”の支援方法・ネットワーク」をテーマに障がい者地域生活支援シンポジウムを開催した。翌2016年7月には災害福祉支援プロジェクトの企画で、「災害派遣福祉チーム(DWAT)の立上げを目指して」をテーマに講演とパネルディスカッションを行った。

ソーシャルワーカーデーの取組みを本格化させたのは2017年度からで、本会主催で長野県医療ソーシャルワーカー協会と長野県精神保健福祉士協会に共催を呼びかけ、また長野県や長野県社会福祉協議会、日本ソーシャルワーカー教育学校連盟関東甲信越ブロック長野県支部の後援を得て開催した。

開催した企画は、7月に松本市松南地区公民館で『ソーシャルワーカーの使命・専門性・可能性』を考えるフォーラム。講師に橋本正明氏(認定社会福祉士認証・認定機構長、元日本社会福祉士会長)を迎え、「ソーシャルワーカーの役割・専門性、そして期待」と題して講演が行われた。その後、「ソーシャルワーカーの使命・専門性・可能性等の未来を語る—実践領域を超えて医療・精神保健福祉・地域福祉・施設等の現場から—」をテーマにそれぞれの会の代表によるシンポジウムを行った。

翌2018年度からは長野県医療ソーシャルワーカー協会と長野県精神保健福祉士協会も主催となり、今後

順番で企画担当することにした。初回は本会が担当で7月に長野大学で講演とシンポジウムを開催した。2019年度は長野県医療ソーシャルワーカー協会が担当し、2020年度は長野県精神保健福祉士協会の担当であったがコロナ禍のため中止となり、2021年7月にオンラインで開催した。また、2022年度からは日本ソーシャルワーカー教育学校連盟関東甲信越ブロック長野県支部も主催者に加わり順番での企画担当を務めることになった。

（6）コロナ禍での取組み

2020年1月31日世界保健機関（WHO）は、新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と宣言、その後世界的な感染拡大の状況、重症度等から3月11日に新型コロナウイルス感染症をパンデミック（世界的な大流行）とみなせると表明した。

国内では3月13日、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律（新型コロナ特措法）成立、4月7日1回目 緊急事態宣言が7都府県（東京・神奈川・埼玉・千葉・大阪・兵庫・福岡）に発令され4月16日には全都道府県に拡大した。

本会の執行機能（理事会等）は、これらを予測した訳ではないが、経費や時間の節約等を考えてパソコン等セッティングの準備をし、2019年11月から理事会はオンラインに切り替えてハイブリット方式で県下3会場を繋いで（事務局と会長の長野大学研究室、副会長の塩尻の事務所）開催した。

2020年度からZoomを活用し、役員の自宅や勤務先と事務局を繋いでのオンラインにした。結果的には理事会は幸いにも一度も延期や中止することなく開催できた。ただし、2020年度の定時総会については県担当課と相談協議を行い、止む無く委任状による書面定時総会として開催した。

コロナ禍・非常事態の取組みは、6月定時総会通知時に実施した「新型コロナウイルス対応関係実態調査」は、702人と実に多くの会員から回答を得た。理事会では「コロナ禍でも様々な創意・工夫を行い、研修会の開催や学習活動に積極的に取り組むことを確認した。役員、地区三役、各種委員等は、パソコンやZoomの操作方法について早朝、夜間、土・日の講習を積極的に行い準備を整えた。

上半期は、本会の活動が一時的にストップしたが、下半期には全国に先駆けて実施したオンラインによる社会福祉士実習指導者講習会を皮切りに、基礎研修I、高齢者虐待対応現任者標準研修、市町村職員等高齢者虐待対応力強化研修、意思決定支援と本人情報シート

作成研修会等を精力的に実施し、地区学習会も活発に展開された。研修会や学習会の企画や打合せがオンラインにより容易に綿密にできたことはコロナ禍の中での明るい話題であった。

新型コロナウイルスの感染拡大が続く中で、再度の会員アンケートを実施し、この調査結果を踏まえ、『新型コロナウイルス時代の地域ケアを考えるセミナー』の開催に繋いだ。このセミナーの企画は福祉活動委員会が行い2021年2月7日オンラインで開催に157人が参加した。

内容は、「コロナ禍における福祉現場の課題～アンケート等から見えてきたもの」の基調報告を福祉活動委員会が行った上で「新型コロナウイルス時代における地域ケアを考える」と題して、市川一宏氏（ルーテル学院大学教授・学術顧問）が行い、その後「社会福祉士会員だからできること・すべきこと」をテーマにトークセッション（グループ討議）。



最後には、県民の生活の質と権利を守り続ける活動をしていく決意を込めて「コロナ禍における権利擁護支援に積極的に取り組むためのアピール」を採択した。

（7）設立30周年記念セミナー

2022年1月理事会で6月19日に設立30周年の記念公開オンラインセミナー開催と記念冊子を作成配布することを決めた。3月の理事会では設立30周年記念誌編集プロジェクトチームを11人選出して企画準備をし、6月19日セミナー当日は会員を中心に154人の参加者を迎え開催した。

設立30周年記念オンライン公開セミナー

- ◆ 主 催 公益社団法人長野県社会福祉士会
- ◆ 後 援 長野県／長野県教育委員会／長野県／社会福祉協議会／日本社会福祉士会／日本ソーシャルワーク教育学校連盟長野県支部／長野県救護施設協議会／長野県高齢者福

祉事業協会／長野県宅老所・グループホーム連絡会／長野県老人保健施設協議会／長野県ケアハウス協議会／長野県児童福祉施設連盟／長野県保育園連盟／長野県母子生活支援施設連盟／長野県身体障害者施設協議会／長野県知的障がい福祉協会／長野県セルフセンター協議会／きょうされん長野支部／長野県社会福祉法人経営者協議会／長野県医師会／長野県歯科医師会／長野県看護協会／長野県薬剤師会／長野県栄養士会／長野県弁護士会／成年後見センター・リーガルサポートながの／関東信越税理士会長野県支部連合会／社労士成年後見センター長野／コスモス成年後見サポートセンター長野支部／長野県介護福祉士会／長野県精神保健福祉士協会／長野県医療ソーシャルワーカー協会／長野県理学療法士会／長野県作業療法士会／長野県言語聴覚士会／長野県介護支援専門員協会／長野県相談支援専門員協会

- ◆ 日時 2022年6月19日
- ◆ 方法 Zoom(ウェビナー) オンライン
- ◆ 設立30周年記念式典
 - ◇ 主催者挨拶
上條通夫・長野県社会福祉士会長
 - ◇ 来賓祝辞
阿部守一・長野県知事
藤原忠彦・長野県社会福祉協議会長
西島善久・日本社会福祉士会長
 - ◇ 後援団体祝辞紹介
祝辞は資料に掲載して配布
- ◆ 記念鼎談
ソーシャルワーカーに
求められる価値・役割・期待・課題
 - ◇ 山口 光治氏
(淑徳大学・学長、日本高齢者虐待防止学会理事、長野市出身)
 - ◇ 原田 正樹氏
(日本福祉大学・前副学長、日本地域福祉学会長、諏訪市出身)
 - ◇ 佐藤もも子氏
(長野県社会福祉士会・理事、東御市社会福祉協議会勤務)
- ◆ トークセッション(リレートーク)
設立から30年の変遷を「会員組織や事務局体制・広報活動」「相談事業や研修事業の展開」「ソーシャルアクション・会長声明や県行政等への政策提言」の

3部構成で、30周年記念誌編集プロジェクト委員を中心に22人がリレートークを行った。

